

お客様各位

山九株式会社

国際複合輸送部

マーケティング・管理 G

## インドネシア向け 商品ラベル表示義務化

平素は、弊社サービスをご利用頂き、誠にありがとうございます。  
表題の件に関しまして、下記情報を入手致しましたので、ご連絡申し上げます。

### 記

#### 1. 規制内容

インドネシア国内に輸入される一般消費物品を主に、消費者保護を目的として、インドネシア語の商品ラベル表示が義務づけられます。

#### 2. 対象貨物

消費物品を中心に HS コードにより特定されています。

詳細は下記までお問い合わせ下さい。

TEL : 03-3536-3418 担当 : 伊藤

#### 3. 対象揚港

インドネシア全港

#### 4. 適用開始日

2010 年 9 月 1 日より（輸入通関日ベース）

#### 5. ラベルの表示方法

輸出地にて、物品に関する情報、輸入者の情報等を記載したラベルを貼付、表示することになります。ラベルは貨物（外装）単位、または物品最小パッケージ単位に表示となり、表示するラベルの内容はサンプルの事前提示などの規制もあるため、ラベルの内容、表示方法の詳細は事前に輸入者へお問い合わせ下さい。表示ラベルの輸入時の確認方法・未表示の罰則などに関しては、運用が固まっていないようです。

#### 6. 適用除外方法

ラベル表示対象物品の輸入であっても製造業者がその生産用に輸入する場合等、一部適用除外が認められており、現地商業省に対し輸入者より申請、業者として適用外の承認を得ることが可能となります。

適用免除の取得には現地輸入者番号や工業許可証の提示が必要となるため、詳細は現地輸入者へお問い合わせ下さい。

以上